

許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会 開催要項

令和 3 年 6 月 3 日
文化庁著作権課・総務省情報通信作品振興課決定

1. 目的

本検討会では、著作権法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 5 2 号)による改正後の著作権法第 6 3 条第 5 項が当事者間において安定的に運用され、視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となるよう、同項についての解釈・運用の指針となるガイドラインを策定することを目的とする。

2. 名称

本検討会は、「許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会」と称する。

3. 議題

- (1) 許諾推定規定のガイドラインの策定について
- (2) その他

4. 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成団体及び構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会は、構成員間での率直かつ詳細な意見交換を図るため、非公開での開催とする。
- (3) 本検討会で使用した資料については、原則として文化庁及び総務省のウェブページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他本検討会において必要と認める場合については、非公開とする。
- (4) 本検討会については、原則として議事要旨を作成し、文化庁及び総務省のウェブページに掲載し、公開する。

5. 庶務

本検討会の庶務は、文化庁著作権課及び総務省情報通信作品振興課において行う。

「許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会」
構成団体・構成員名簿（敬称略）

○構成団体

【放送事業者関係】

日本放送協会
日本テレビ放送網株式会社
株式会社テレビ朝日
株式会社TBSテレビ
株式会社テレビ東京ホールディングス
株式会社フジテレビジョン
一般社団法人日本民間放送連盟
一般社団法人衛星放送協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【権利者関係】

一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本書籍出版協会・一般社団法人日本雑誌協会
一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本ネットクリエイター協会
協同組合日本俳優連合

○構成員

内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
菅 浩江	S F作家、光華女子大サブカルチャー論講師
前田 哲男	弁護士